

岡崎市議会議員 様

支出番号

会派名

公明党

代表者名

野島 さつき

下記のとおり、政務活動を実施したので報告します。

政 務 活 動 旅 行 報 告 書

令和 5年 3月 28日提出

活動年月日	令和5年 1月 11日 (水) ~令和5年 1月 12日 (木)	
氏名	畑尻宣長	
用務先 及び 内 容	1	用務先 横浜市
	1月 11日	内 容 横浜市民防災センター（水害体験装置）について
	2	用務先 秩父市
	1月 12日	内 容 ヤングケアラー支援について
	3	用務先
	月 日	内 容
	4	用務先
	月 日	内 容
備 考		



政務活動調査報告書

調査日	令和5年1月11日（水）
視察場所	神奈川県 横浜市
調査項目	横浜市民防災センター（水害体験装置）について
視察者名	畑尻宣長
市の概要	面積：438.01 km ² 人口：3,765,271人 人口密度：8,606人/km ² 世帯：1,781,461世帯 経常収支比率：100.5% 実質公債費比率：10.5%

<防災センターの概要>

(1) 設置目的

横浜市民防災センターは、市民等の自助・共助を促進する中核施設として、「自分の命を守る自助意識」、「お互いに助け合う共助意識」の啓発と、その行動を起こすことが出来る人を育成する場とすることを主な目的とした体験型施設です。

(2) 役割

ア、市民防災・減災教育の場

「よこはま地震防災市民憲章」及び「横浜市災害時における自助及び共助に関する条例」の理念を普及するとともに「地震防災戦略」に掲げる減災目標の達成に寄与し、災害に強い横浜を実現するため、市民に対し、次の効果が得られるよう平成28年度にリニューアルしています。



- 本市域の災害特性への理解と身を守るための行動の修得
- 様々な世代や主体それぞれに必要な自助・共助の行動の修得
- 防災・減災に関する最新情報等の取得
- より専門的な知識・技術等の修得

イ、消防音楽隊の活動拠点

消防音楽隊は、このセンターを活動拠点として「防災ふれあいコンサート」及び「アンサンブルコンサート」等を通じ、防災意識の普及啓発活動を展開しています。

ウ 震災時の応急活動拠点

大規模災害発生時には、隣接する「沢渡中央公園」と一体化した「一時避難場所」として、被災者の応急救護活動拠点となるとともに、平成 23 年度からは、横浜駅西口の帰宅困難者一時滞在施設としての機能も有しています。

(3・11 東日本大震災の時に、約 200 名を受け入れた実績あり)

エ、機動特殊災害対応の活動拠点

市内全域の NBC 災害等の特殊災害に対応するため、陽圧型特殊災害対応車両を基幹車両とした「機動特殊災害対応隊」を配置しています。

<施設規模>

・地上 3 階建 RC 造

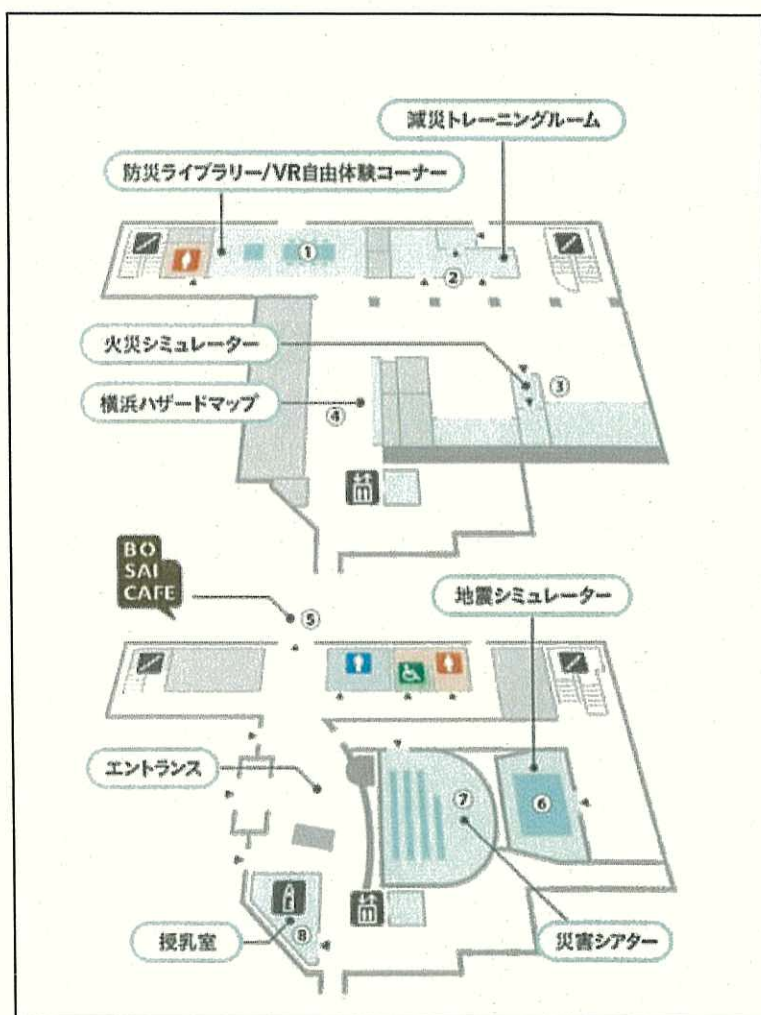
・敷地面積：3,000 m²

建築面積：1,826 m²

延べ面積：3,406 m²

・展示室 (1・2 階の一部)：580 m²

訓練室：645 m²、研修室：105 m²



防災ライブラリー：VR 自由体験コーナー



火災シミュレーター



地震シミュレーター



BOSAI CAFE



<施設運営体制>

- ・開館時間 9時15分～17時00分
- ・休館日 毎週月曜日（休日の場合は翌平日）及び年末年始
- ・案内方式 体験ツアー制（1日12回、所要時間約60分）
※現在、コロナ禍の為に1日6回に制限しています
- ・案内職員 専従職員8名（再任用職員4名、会計年度任用職員4名）
※上記に加え、消防音楽隊員（41名）も輪番で勤務しています
- ・利用方法 当日受付での申込、または予約（電話、FAX、HP専用フォーム）申込

<来場者数等>

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
来場者合計	105,354 人	24,044 人	45,818 人
来場者／1 日	379 人	95 人	149 人
自助共助プログラム 修了者※	62,962 人	19,203 人	20,621 人
開館日数	278 日	254 日	308 日

新型コロナの影響で下記日程は臨時休館

令和2年3月1日から5月31日まで及び令和4年1月18日から1月31日まで

【自助共助プログラム修了者】体験ツアーや体験プログラムなどに参加された方

<今年度の取組み>

- 1、 風水害体験ツアーや水災害体験装置等を活用した風水害啓発の推進
- 2、 危機管理室と連携した、借上げバスによる小学校の受け入れ促進
（主に4年生を中心に受け入れている）
- 3、 民間等外部団体との連携強化による啓発の充実
（シアターのCMなど広告収入増）

<所 感>・・・畑尻宣長

横浜市民防災センターにて、防災センターの役割など現地で体験させて頂きながら学ばせて頂きました。

このセンターは、昭和58年に市内で唯一の防災教育施設として誕生しました。同時に特別消防隊の庁舎としても開設されました。その後、平成7年に展示型施設から体験型施設へと展示室のリニューアルがなされます。その後、平成20年度に機構改革により、当直の消防隊に代わり消防音楽隊が庁舎の維持管理及び展示施設の案内を実施する体制に移行されます。平成24年度には、機動特殊災害対応隊を配置し、横浜駅周辺への災害対応及び市内

全域の特殊災害対応を開始します。平成28年度に、自助・共助を促進する中核施設として、2回目となる全面リニューアルを経て現在に至ります。

体験型へと移行したことが大きい変革だと感じました。やはり、展示を見て頂くだけでは実感が沸かない、疑似体験してもらうことでわかることが多くあると思いました。

中でも、水災害体験装置は、水流、水圧を直に体験できるということと、この装置は持ち運べるという利点があることが、これからの防災訓練を行う時に重要ではないかと感じました。少しの水がドアの外にあると、どれだけ重く、開けることが大変なのか、体験させて頂きました。また、水流の中を歩くことも体験させて頂きました。溪流釣りをされる方は、体験、経験されていることだと思いますが、災害時は、町中で、家の周りで濁流が流れているところを避難することの危険さを感じて頂けるような装置があります。これが、この防災センターに来なければ体験できないというわけではなく、持ち運べる、組み立て式となっています。小中学校のグラウンドで行う防災訓練や、もっと小さい単位で行っている、町内の防災訓練でも体験することは可能であります。ぜひ本市でも導入し活用して頂きたいと思います。横浜市では、この装置の寄付をうけておりゼロ予算で行っています。これも、日ごろからの活動、呼びかけによるものだと感じました。BOUSAI CAFÉ が設けられていますが、そこには防災グッズの宣伝や広告が飾られています。それもすべて協賛、広告収入となるものばかりでした。さらに、横浜市初となる、クラウドファンディングが実施されていました。それは消防音楽隊のパレード服を一新するための費用を捻出するためのものでした。地道な取り組みが、工夫となって、この防災センターが運営されています。



扉の向こうには、水が溜まっています



開けると、ドッと水が押し寄せます

本市もなかなか財源として厳しい状況ではありますが、水に関しては、敏感にならなくてはならない地域が多く存在します。だからこそ、水災害体験装置は防災訓練の頼もしいアイテムになるものだと確信しています。しっかり提案、要望していきます。

以 上



水流の強さにより、足を取られそうになります

政務活動調査報告書

調査日	令和5年1月12日（木）
視察場所	埼玉県 秩父市
調査項目	ヤングケアラー支援について
視察者名	畑尻宣長
市の概要	面積：577.83 km ² 人口：59,566 人 人口密度：103.08 人/km ² 世帯：26,385 世帯 経常収支比率：86.7% 実質公債費比率：3.4%

<秩父市の概況>

埼玉県の北西部にあり、県全体の15%の面積を有する。都心まで約70Km圏に位置し、市域の87%は森林であり、県の森林の40%を占めています。高齢化が進み、高齢化率34%に達している状況。

<埼玉県内のヤングケアラー支援条例の制定状況>

- ・令和2年3月 埼玉県がケアラー支援条例制定（全国初）
- ・令和4年7月 さいたま市、入間市 ヤングケアラーに関する条例制定



<秩父市議会の動向>

- ・令和2年 9月議会 ヤングケアラー実態把握の必要性について一般質問
⇒ 教員対象のアンケート実施
- ・令和3年12月議会 ヤングケアラー実態把握と支援の必要性
⇒ 児童対象のアンケート実施
- ・令和4年 9月議会 ヤングケアラー検討から実施に向け条例化
⇒ 秩父市社協が支援事業実施

＜埼玉県社会福祉協議会からヤングケアラー支援事業助成制度の案内＞

- ・埼玉県内モデル社協 5 か所 単年度 1 社協助成上限 50 万円

実績 令和 4 年 8 月 30 日時点 川越市社協のみ指定

- ・当助成制度を活用し令和 4 年 9 月 30 日～令和 6 年 3 月 31 日の期間、秩父市子育て支援課の協力を得て、秩父市社協の独自事業とし訪問支援事業を行う。

＜支援サービスの提供まで＞

- ・コロナ禍における生活費貸付業務からヤングケアラーの存在を実感する
(令和 2 年 3 月～令和 4 年 9 月※ 2 年 6 か月 960 件 3 億 8542 万 8 千円貸付)
- ・令和 4 年 6 月 市内小学校長からのヤングケアラー支援についての問合せあり
- ・円滑な協力体制の構築へ (秩父市子育て支援課、教育委員会、県社協の協力)
- ・秩父市社協では他市の取組みを視察 (尼崎市、高崎市、さいたま市、入間市)
- ・秩父市社協の役割を明確化
(地域の社会問題に迅速柔軟に取り組むことで、支援が必要な方を見逃さず支援し、市民にとって知らない組織から認識された必要な組織になること)



ヤングケアラー等世帯訪問支援事業

埼玉県内において、これまで相談窓口の設置や広報啓発活動が実施されていますが、ヤングケアラー世帯への派遣サービス実施まで行うのは、県内初の取組みとなります。

＜ヤングケアラー等世帯訪問支援事業＞

秩父市、教育委員会、市内小、中学校、民生児童委員協議会等の連携協力のもとヤングケアラー世帯に秩父市社会福祉協議会が訪問支援 (調理、買い物、洗濯等) を行います。

【対象世帯】秩父市に居住する世帯で疾病や障がいのある保護者等に代わり概ね 16 歳未満のヤングケアラーが、家族等の食事や洗濯等家事支援や介護について日常的に 1 か月を超えて携わっている世帯。

- 【支援内容】①家事支援 (食事の準備及び後片付け、居室清掃、洗濯、買い物等)
②身体介護 (食事の介助や兄弟姉妹の送迎等支援対象者の身体に直接触れる支援)
- ※秩父市社会福祉協議会に所属する訪問介護資格を有する訪問支援員が支援を行うこととする

【利用時間】 8:00～17:00（年末年始、土日祝日を除く）

原則、1回あたりの利用時間としては1時間とし、年間48回を利用上限

【実施期間】 令和4年9月30日～令和6年3月31日

※上記実施期間の実績を基に本事業の見直しを行い令和6年度以降のヤングケアラー世帯支援を実施予定としています

【利用料金】 市県民税の課税状況等により4段階（2割、1割、5分、無料）

実質負担は、600円～無料 となります。

ヤングケアラーはこんな子どもたちです

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

©一般社団法人日本ケアラー連盟 / illustration : Izumi Shiga

<ヤングケアラー等訪問支援事業を開始して感じた課題>

- ・支援体制を整備することがゴールではなく、1人でも多くのヤングケアラー（世帯）が支援サービスを利用することで、現在の生活や将来の希望を抱けるようにすることが目的であることを見失わないようにしていく。
- ・事業内容の見直し（対象者の範囲、利用料、サービス内容等）
例）両親が仕事で忙しいことが要因の場合は支援対象とするのか？
課税状況により、利用料を設定するのか？対象者はすべて無料とするのか？
事業単価の設定と予算確保
- ・アウトリーチにより、事業の周知を図り、社協に気軽に相談できる体制づくりの必要性

＜所 感＞・・・畑尻宣長

埼玉県では全国初となる「ケアラー支援条例」が制定され、秩父市ではヤングケアラー等訪問支援事業が開始されており、これは埼玉県内初となる事業です。その取り組みを視察させて頂きました。

ヤングケアラーとは、病気や障がいのある家族・親族の介護・面倒に非常に忙しくしていて、本来受けるべき教育を受けられなかったり、同世代との人間関係を満足に構築出来なかった子どもたちのことをいいます。また、大人が担うようなケア責任を引き受け、家族の世話全般（家事や介護、感情面、家計面のサポート）を行っている18歳未満の子どもを指しています。その子どもがケアしている者は、主に障害や病気のある親や高齢の祖父母、兄弟姉妹（ヤングケアラーがきょうだい児）などの親族であります。中には、手伝いの域を超える過度なケアが長期間続き、心身に不調をきたしたり遅刻や欠席が増加するなど学校生活への影響が出たり、進学・就職を断念するなど子どもの将来を左右してしまう事例もあるとされています。

秩父市の社会福祉協議会では、県が条例制定しており、市内校長からの問合せもあり検討を進めてきました。ちょうどモデル事業への補助も始まっていることもあり、支援事業を開始するに至っております。市内の校長会での説明では、うちの学校にはいない、というような認識だったそうです。アンケート調査してもなかなか実態が見えてこないというのが現状だと伺いました。しかし、ヤングケアラーといわれる子供たちは、自分がケアラーだとの認識は無いと思います。それを気づいてもらうために、児童生徒にアンケート調査を実施したり、広報などにも載せて周知を図られています。私には、一人でも大変な思いをしている子ども、家庭を救いたいという、社協の担当者の思いが伝わってきました。ヤングケアラーを見つけて、支援を行うための事業です。なのでお金が無くても、サービスが利用できるようにという制度になっています。

本市としても、ヤングケアラー支援として、相談窓口があります。しかし、当事者である子どもの認識や、家庭での認識が無ければ、相談することもないと考えられます。例えば、介護しているため、ヘルパーさんが家に入出入りしているが、洗濯や食事は、介護を受けている人のみしか行ってもらえません。一緒に住んでいる子どもの分は行ってもらえていないのが現状です。その部分に手を差し伸べる支援が、秩父市の訪問支援（調理、洗濯、買い物等）です。ぜひ、本市でも取り組んでもらえるよう提案して参りたいと考えています。

しかし、問題は複雑で、組織横断的な対応が求められること、また、両親がいる家庭の場合は、どこまでがヤングケアラーとしていくのか、線引きが難しいと感じています。今後は、家庭の在り方にまで踏み込んでいかなくてもならない課題を、行政として、どう捉えるのか、明確にしておく必要性も感じました。

以 上